港区の公益通報者保護制度の仕組み

内部公益通報（一事業者としての港区）

《内部公益通報の対象》 区の事務事業の執行に関して
- 公益通報保護法第2条第3項に規定する通報対象事実（※追加あり）
- 法令、条例及び規則に違反し、又は違反するおそれのある事実
（刑罰又は行政罰が科される犯罪行為並びに最終的に刑罰又は行政罰につながる行為）
- 人の生命、身体、財産その他の利益の保護を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実

《内部通報者》
- 区職員（常勤、非常勤、会計年度任用職員）
- 区立施設の指定管理者の労働者、当該指定管理者の役員
- 区から事務事業を受託し、又は請け負った事業者の労働者、当該事業者の役員
- 区の事務事業に従事する派遣労働者、当該派遣事業者の役員
- 上記の退職者（退職後1年以内）

④受理通知
⑦調査結果の通知

①通報（事前相談も可能）
（※追加あり）

通報窓口

⑩是正措置の通知

公益通報相談員
（弁護士）

②通知
③受理報告

総括通報責任者（総務部長）

内部公益通報事務局
（総務部人事課）

⑤調査
⑨是正措置の報告

③受理報告
⑥調査結果の報告

⑤調査

通報対象の所管課及び職員

区　長

⑧是正措置及び再発防止
⑪通報件数・内容公表

外部公益通報（処分権限を有する行政機関としての港区）

《外部公益通報の対象》
- 公益通報保護法第2条第3項に規定する通報対象事実（※追加あり）

《外部通報者》
- 通報対象事実に関係する事業者に雇用されている労働者、当該事業者の役員
- 通報対象事実に関係する事業者を派遣先とする派遣労働者、当該事業者の役員
- 通報対象事実に関係する事業者の取引先の労働者、当該事業者の役員
- 上記の退職者（退職後1年以内）

③受理通知
⑨調査結果・是正措置の通知

①通報
（※追加あり）

処分権限を有する行政機関を教示
※区が処分権限を有しない場合

通報窓口（どちらでも通報可能）

処分権限を有する所管課

②通報事案引継

通報総合窓口
（企画経営部区長室）

④受理報告
⑥相談可能
⑧是正措置報告

相談可能

外部通報相談員
（弁護士）

※公益通報相談員と兼務

⑤調査
⑦是正措置

通報対象の事業者

④受理報告
※決裁後閲覧等を用いて案件毎に報告
⑧是正措置報告

⑩是正勧告

区　長

⑪是正措置及び再発防止
⑫通報件数・内容公表

※公益通報者保護制度は、労働者が公益のために勤務先の不法行為等を通報したことを理由として、解雇等の不利益な取扱いを受けることがないよう保護する制度です。